

「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求 することのできる報酬の基準（業務報酬基準）」に係 る中央建築士審査会の同意を求める件について

住宅局建築指導課
令和5年12月

中央建築士審査会

業務報酬基準検討委員会



告示案のパブリックコメント結果について(概要)

- 新たな業務報酬基準告示案に関し、パブリックコメントを実施。
(実施期間：令和5年10月5日～令和5年11月3日、意見数：41件)
- パブリックコメントの結果告示案に関し特段の見直しは不要と判断。

<パブリックコメントの結果(概要)>

項目	主なご意見(概要)	国土交通省の考え方(概要)
略算表について	○ 大規模の建築物に係る <u>業務量が大幅に減少している類型について、考え方を示すべき、改訂を見直すべき(改訂すべきでない)</u> 。	○ 略算表の業務量は <u>実態調査の結果を統計的に処理して算出したもの</u> 。 → 業務報酬基準ガイドラインにおいて「建築物が多様化・複雑化しているなか、特に大規模の建築物については、 <u>個別性も高く、略算表の適用に当たっては留意が必要である</u> 」旨を記載。
難易度係数について	○ <u>木造建築物の難易度係数が大幅に減少しており改訂を見直すべき(改訂すべきでない)</u> 。 ○ 木造建築物の難易度係数について、 <u>大規模のものに限り適用する現行区分を維持</u> すべき。	○ 木造建築物の難易度係数について小規模なものも含めて難易度係数を示すこととしたもの。 → 業務報酬基準ガイドラインにおいて、「今般の木造の難易度係数は小規模なものも含めた係数であり、 <u>大規模のものについてこれにより難い場合は個別に設定することが考えられる</u> 」旨を記載。
追加的業務について	○ <u>工期延長に伴う業務も追加的業務として位置付け</u> るべき。	○ 業務報酬基準ガイドラインにおいて設計期間変更や工期延長に伴う追加の設計・工事監理は <u>追加的業務であることを明確化</u> 。
その他	○ <u>実態として業務報酬基準が徹底されていない</u> 。法的拘束力を持たせることも検討すべき。	○ <u>基準の周知・普及</u> に努める。

業務報酬基準の改正概要

< 中建審において当初整理した課題に照らした対応方針 >

項目	課題	対応方針
① 戸建住宅を含む略算表の見直し	○ 戸建住宅に係る業務量が <u>実態と乖離して大きい</u>	○ 実態調査を踏まえ、 <u>戸建住宅を含め略算表を改定</u>
② 難易度による補正方法の見直し	○ 難易度による補正にあたり、難易度の観点に <u>複数該当する場合に対応していない</u>	○ 難易度の観点に複数該当する場合に、 <u>該当する全ての難易度係数を乗じることができる</u> 基準に見直し
③ 省エネ基準への適合の全面義務化への対応	○ 令和7年4月（予定）に <u>省エネ基準への適合の全面義務化が施行</u>	○ 省エネ基準への適合の <u>全面義務化に対応した業務量を設定</u>
④ 複合建築物に係る業務量算定方法の見直し	○ 業務報酬基準ガイドラインで示す複合建築物に係る業務量の算定方法は当該建築物の運用方法で算定方法が異なり、その <u>適用の判断が難しい</u>	○ 業務報酬基準ガイドラインで示す複合建築物に係る業務量の <u>算定方法を一本化</u> ○ あわせて、複合建築物の定義の明確化により複合化係数が適正化
⑤ 工事監理業務の業務量	○ 工事監理業務の業務量は、建築物の <u>延べ面積以外の様々な要素に左右されうる</u> との指摘	○ 工事監理等の業務に関する調査結果（「工事期間」「定例会等への出席頻度」「頻度」「現場常駐の可否」等）を業務報酬基準ガイドラインの <u>参考資料として示す</u> とともに、略算表の適用にあたっての留意点として「 <u>通常と著しく異なる場合は、実情を考慮した実費加算方式を用いることが望ましい</u> 」旨を記載

告示

業務報酬基準ガイドライン

- 告示（業務報酬基準）：業務報酬基準の基本的な事項について規定する。（略算表・難易度による補正方法の見直し）
 ○技術的助言：告示で定める内容の補足を行う。（設計の業務比率の見直し）
 ○業務報酬基準ガイドライン：告示定める又は技術的助言で示す内容の補足や例示を行う。（複合建築物の業務量の算定方法の見直し）
業務報酬基準の使い方の解説を行う。

業務報酬基準ガイドライン改訂の全体像

目次	主な改訂内容
第1 業務報酬基準（国土交通省告示第98号）	・告示改正を反映
第2 技術的助言	・技術的助言の改訂を反映
第3 解説	—
1 業務報酬基準の位置づけ・性格	※
2 改正の経緯とポイント	・今般の <u>改正の経緯と内容</u> を反映
3 業務報酬基準の構成	※
4 実費加算方法（告示第一～第三）	※
5 略算方法の構成と考え方	—
5－1 直接人件費等に関する略算方法による算定（告示第四）	・ <u>大規模の建築物について略算表の適用にあたっての留意点</u> を反映
5－2 標準業務（別添一）	※
5－3 建築物の類型について（別添二）	※
5－4 略算方法の適用について（別添三）	—
5－4－1 略算表について	・ <u>略算表の改正の内容</u> を反映
5－4－2 複合建築物に係る略算方法の準用について	・ <u>複合建築物に係る業務量の算定方法の見直しの内容</u> を反映
5－4－3 一部の業務のみを行う場合の略算方法の適用について	・技術的助言の改訂を反映
5－4－4 難易度による補正について	・ <u>難易度による補正方法の見直しの内容</u> を反映（ <u>大規模の木造に係る留意点を含む</u> ）
5－5 標準業務に付随する標準外の業務について（別添四他）	・ <u>工期延長等に伴う追加の設計・工事監理</u> を反映
6 略算方法を活用した業務報酬の算定例	—
6－1 業務報酬基準を活用した業務報酬の算定の流れ	※
6－2 略算方法を活用した業務報酬の算定例	・略算表・複合建築物・難易度による補正に係る見直し内容を反映
6－3 追加的業務を行う場合の算定例	※
6－4 実績に基づく積み上げ方法による業務量の算定例	※
第4 参考資料	—
参考資料1 業務報酬基準検討委員会委員及び検討経過について	・今般の検討委員会の体制及び検討経過を反映
参考資料2 設計業務及び工事監理等業務に係る実態調査について	・今般の調査結果を反映（ <u>工事監理の業務に係る調査結果</u> も提示）
参考資料3 建築設計・監理等業務委託契約約款の解説（抜粋）	※

※ 今般の改訂に係る表現の修正や数値の更新を図るなど必要な見直しを実施

業務報酬基準ガイドラインの主な改訂内容について

項目	主な改訂内容
改正の経緯とポイント	○ 改正の経緯に関し「課題の整理」、「アンケート調査」、「調査結果の分析及び告示案の検討」の概略を記載。 ○ 改正のポイントに関し「戸建住宅を含む略算表の見直し」、「難易度による補正方法の見直し」、「複合建築物に係る業務量の算定方法の見直し」、「省エネ基準の適合義務付けへの対応」の概略を記載。 ○ 今後の課題に関し「<u>略算表の見直しに際し一部の類型で改訂を見送る結果となったこと</u>」、「<u>改修工事、BIMに対応した基準の整備</u>」について記載。
略算表について	○ <u>大規模の建築物について略算表の適用にあたっての留意点</u>を追記
難易度による補正	○ 難易度による補正方法の見直しの内容を反映するとともに、<u>木造の建築物に関する留意点を追記</u>するほか、<u>難易度の補正を行う対象建築物の事例を今般の調査で示した例示にあわせ、充実</u>。
省エネ基準適合の全面義務化への対応	○ 設計及び工事監理等の標準業務に「<u>建築物省エネ法に関し省エネ基準への適合に係る設計検討、設計図書等の作成（省エネ計算、省エネルギー適合判定を含む）</u>」を追加。
複合建築物に係る業務量の算定方法の見直し	○ 複合建築物に係る業務量の算定方法について、<u>単純合算による方法に統一化するなどの見直しの内容を反映</u>。 ○ 業界団体の提案を踏まえ、 ・ 主たる用途を<u>補完する施設の取扱いを明確化</u> ・ <u>略算方法になじまず実費加算方法等により算定することが適切な例示</u>を追加 ※ 補完施設を共用しない場合、複数の管理・運営主体による場合 等 ・ 複数用途が<u>構造的に分離されている場合の取扱いの見直し</u> ※ 構造の設計のみ、複合化係数を乗じない単一用途の建築物として略算表を適用
工事監理業務の業務量	○ 今般の略算表の見直しに係る調査で把握した工事監理等の業務に関する「工事期間」、「定例会等への出席頻度」、「頻度」、「現場常駐の可否」などを<u>参考資料として示す</u>とともに、略算表の適用にあたっての留意点として「<u>通常と著しく異なる場合は、実情を考慮した実費加算方式を用いることが望ましい</u>」旨を追記。
BIMの業務について	○ BIMを活用する場合の<u>留意点を追記する</u>とともに、<u>BIM特有の追加的業務を充実</u>。
追加的業務について	○ <u>設計期間変更や工期延長に伴う追加の設計・工事監理は追加的業務</u>であることを明確化。

(参考)改修工事の設計等に関する業務報酬基準の整備について

- 今般の業務報酬基準の見直しに際し当初整理した課題のひとつである「改修工事の設計等に関する業務報酬基準の整備」に関しては、**今後に向けて実施した調査の結果を整理**することとしている。

< 第13回業務報酬基準検討委員会 (R5.7) 資料4 (抜粋) >

 国土交通省

課題と検討状況④(改修工事の設計等に関する業務報酬基準の整備)

1. 課題

- 改修工事の設計等に関する業務報酬は、耐震診断及び耐震改修に係る業務について基準が定められている。(平成27年告示第670号)
- 耐震改修工事以外の**改修工事に係る業務量を定められないか**といった指摘がある。

2. 主な検討事項

- 改修の内容が多様であることから、業界団体からの提案を踏まえ、改修の内容が一定程度定型化されており、社会的ニーズが高い「間取りの変更を伴う戸建住宅の改修」、「省エネ計算を伴う断熱改修」を対象に、**次回の見直しに向けて調査を実施**。

< 調査概要 >

- 「間取りの変更を伴う戸建住宅の改修」、「省エネ計算を伴う断熱改修」に関し、
 - ・ 改修工事の業務量に影響した要素
 - ・ 改修工事で行った主な業務内容
 - ・ 当該改修工事と併せて実施した改修内容などを調査。
- このような改修工事における、**業務量に影響する要素や改修工事に係る業務内容の調査結果を整理**。

3. 検討状況

- 次回以降、**調査結果を整理**。←本日、基本集計を提示(参考資料4)。

改修工事に関する調査について

- 今後に向けて、業界団体からの提案を踏まえ「間取りの変更を伴う戸建住宅の改修」、「省エネ計算を伴う断熱改修」を対象に「改修工事の内容」、「改修工事の業務の内容」、「業務量に影響したと思われる要素」について調査を実施。
- 「間取りの変更を伴う戸建住宅の改修」は一定のサンプル数が得られた（92サンプル）が、「省エネ計算を伴う断熱改修」は得られたサンプルが少なかった（14サンプル）。
 ※ 告示第670号（耐震診断及び耐震改修）の制定に係る調査で得られたサンプルは、木造戸建住宅以外：1,247サンプル、木造戸建住宅：296サンプル

<「業務報酬基準の改正に向けた設計業務及び工事監理業務等に係る実態調査（改修工事）」について>

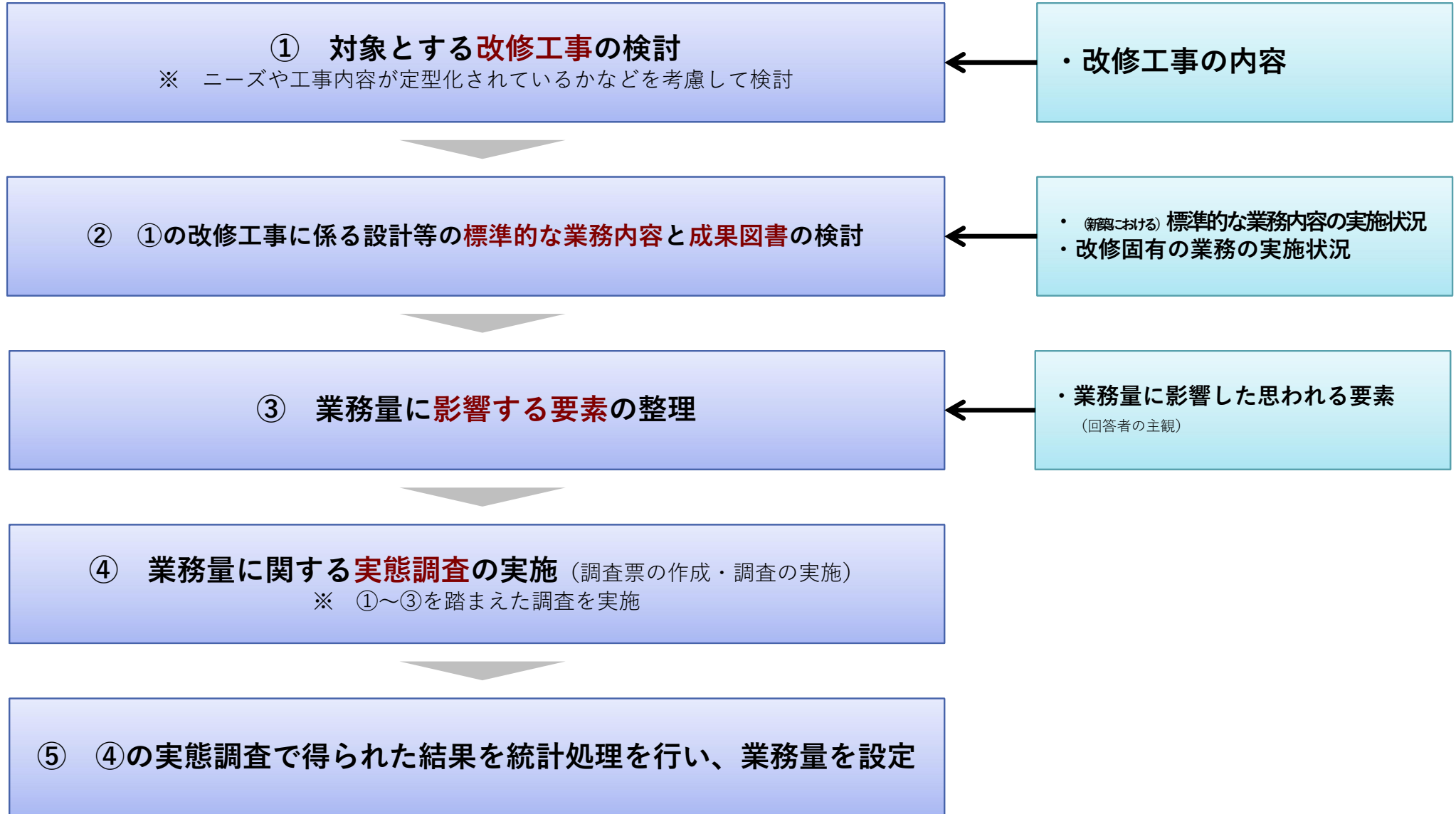
項目	間取りの変更を伴う戸建住宅の改修	省エネ計算を伴う断熱改修
①実施期間	- 調査関連資料の発出：令和4年5月25日（水） - 回答期間：<u>令和4年5月30日（月）から9月12日（月）</u>	
②調査方法	<u>WEBアンケート</u> - 平成30年4月1日以降に完了した「間取りの変更を伴う戸建住宅の改修」又は「省エネ計算を伴う断熱改修」に係る設計及び工事監理等の業務（実施中の業務は調査対象外。）	
③回答状況	<u>92サンプル</u>（70事務所）	<u>14サンプル</u>（12事務所） ※ 生産施設1、業務施設1、商業施設1、教育施設2、専門的教育・研究施設2、文化・交流・公益施設1、戸建住宅6
④調査事項	<u>改修工事の内容</u>（具体の改修工事の内容、調査対象工事とあわせて行った改修工事の内容） - 改修工事の設計等の<u>業務内容</u> （（新築における）標準的な業務の実施状況、改修固有の業務の実施状況） <u>業務量に影響したと思われる要素</u>（回答者の主観） 等	

改修工事に係る業務報酬基準の制定に必要な検討について(670号を例としたイメージ)

<大まかな流れ（イメージ）>

<今回調査>

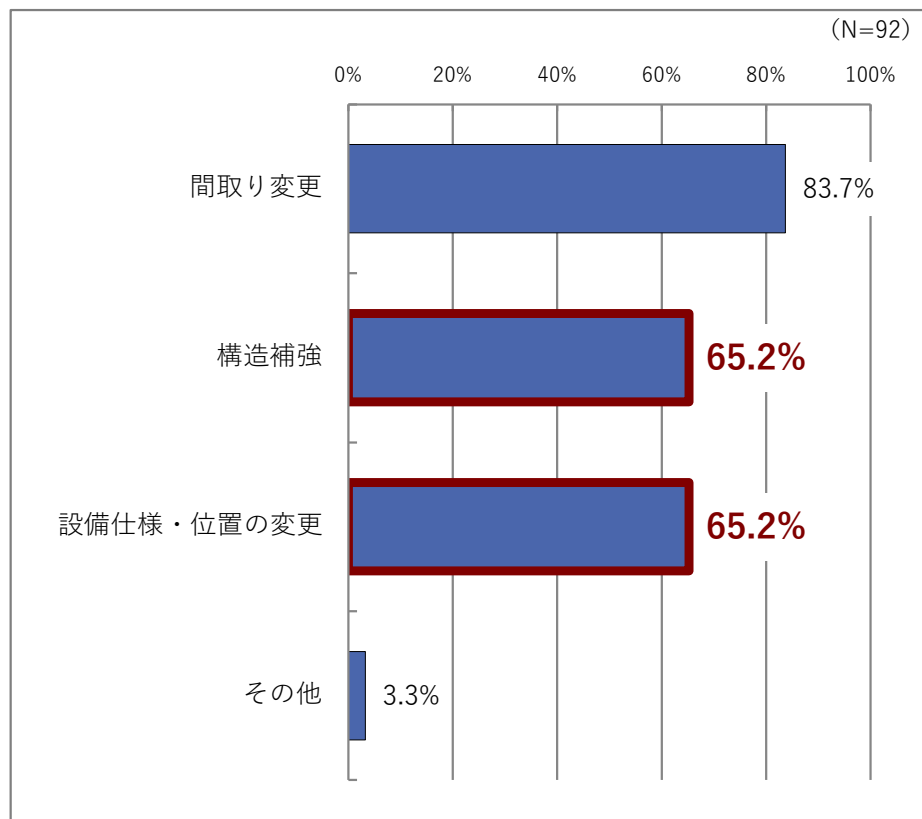
- ・間取りの変更を伴う戸建住宅の改修
- ・省エネ計算を伴う断熱改修



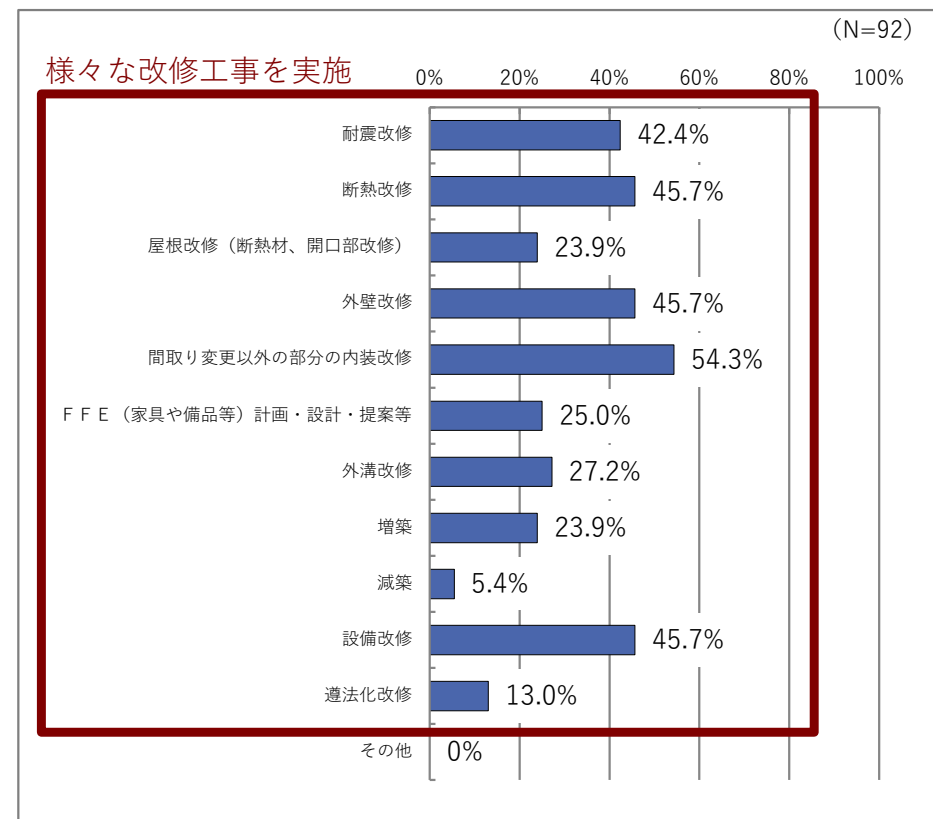
改修工事の内容について(間取りの変更を伴う戸建住宅の改修)

- 「間取りの変更を伴う戸建住宅の改修」では、
- ・ 主な改修内容について、「**構造補強**」や「**設備仕様・位置の変更**」を行う割合が**6割**を超えている。
 - ・ 同時に行った（或いは付随した）他の改修内容をみると、「間取りの変更」と併せて**様々な改修工事を複合的に組み合わせて**行っている。
- ⇒ 「間取りの変更を伴う戸建住宅の改修」の**改修工事内容の定型化に関し更なる検討が必要**。

<間取りの変更を伴う戸建住宅の改修の主な改修内容>



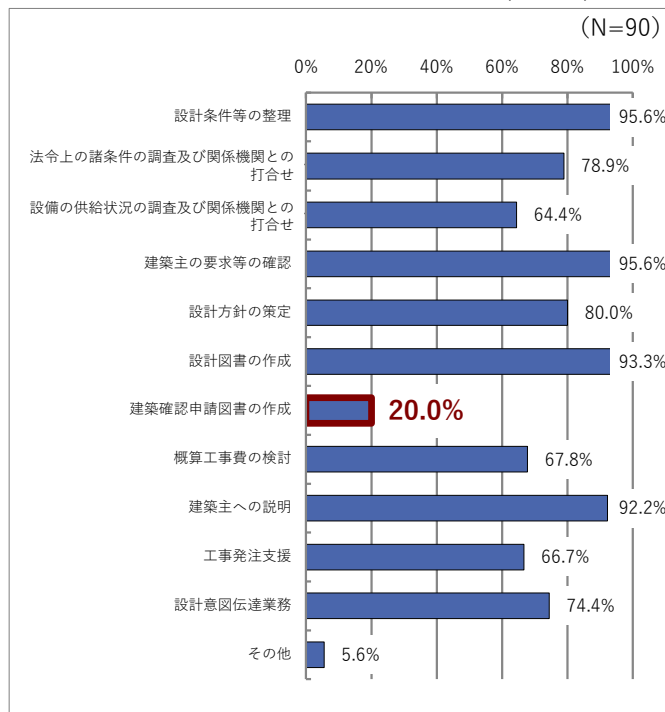
<同時に行った（或いは付随した）他の改修内容>



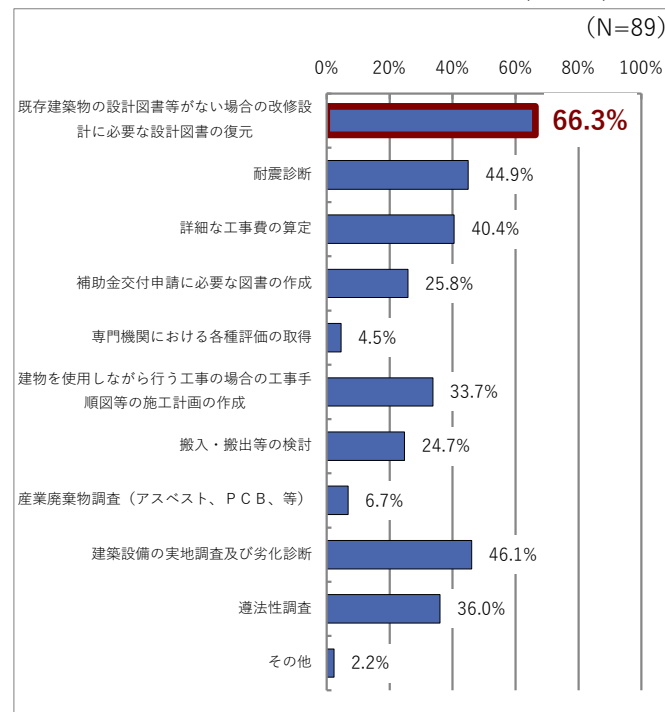
改修工事の設計等の業務内容について（間取りの変更を伴う戸建住宅の改修）

- 「間取りの変更を伴う戸建住宅の改修」では、
 - ・ 設計は「**建築確認申請図書の作成**」を除き、**新築における標準的な業務を高い割合**で実施。
 - ・ 工事監理は、新築ではその他の標準業務とされている**一部の業務**の実施割合が**5割を下回る**。
 - ・ 改修固有の業務である「**既存建築物の設計図書等がない場合の改修設計に必要な設計図書の復元**」の実施割合は**6割を超える**。
- ※ 告示第670号（耐震診断及び耐震改修）では「建築確認申請図書の作成」及び「関係機関の検査の立合い等」は追加的な業務とされているほか、「既存建築物の設計図書等がない場合の改修設計に必要な設計図書の復元」も標準業務とはされていない。
- ⇒ 標準的な業務の項目は、**今回の調査結果をベース**とし**詳細な業務内容を精査**することが考えられる。

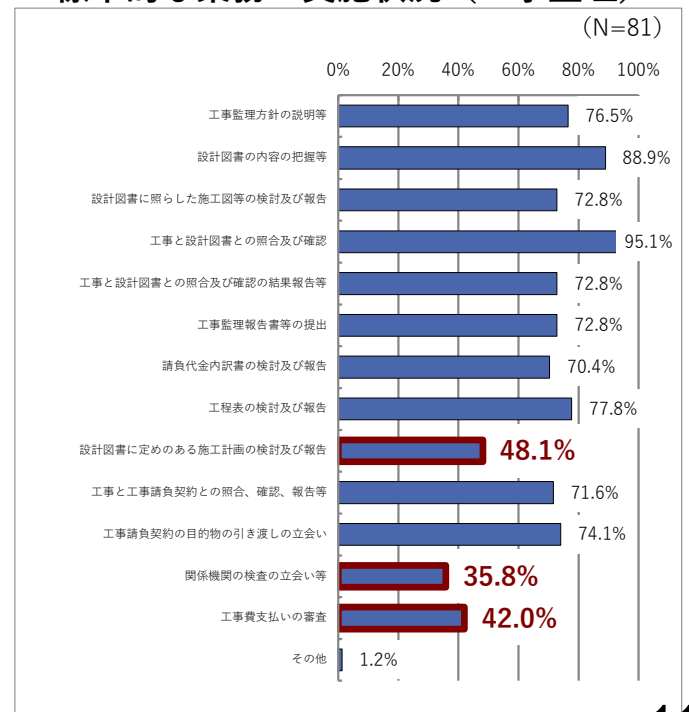
新築における
＜標準的な業務の実施状況（設計）＞



＜改修固有の業務の実施状況（設計）＞



新築における
＜標準的な業務の実施状況（工事監理）＞



(参考)標準業務について(告示第98号及び670号)

注) 標準業務の項目のみを整理しており、告示ではより詳細に業務内容を規定 (告示第98号と670号で詳細業務内容は異なる)

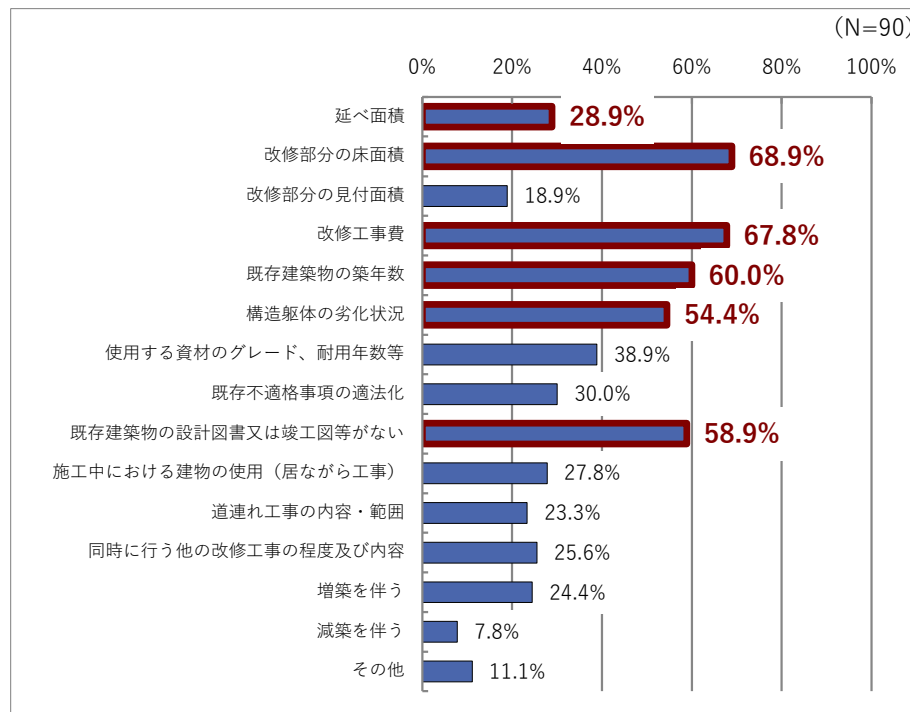
	98号(新築)の標準業務	670号(耐震改修)の標準業務
基本設計	(1) 設計条件等の整理 (条件整理、設計条件の変更の場合の協議)	○ (※)
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ (法令上の諸条件の調査、建築確認申請に係る関係機関との打合せ)	○ (※)
	(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ	○ (※)
	(4) 基本設計の策定 (総合検討、基本設計方針の策定及び建築主への説明)	○ (※)
	(5) 基本設計図書の策定	○ (※)
	(6) 概算工事費の検討	○ (※)
	(7) 基本設計内容の建築主への説明等	○ (※)
実施設計	(1) 要求等の確認 (建築主の要求等の確認)	○ (※)
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ (法令上の諸条件の調査、建築確認申請に係る関係機関との打合せ)	○ (※)
	(3) 実施設計方針の策定 (総合検討、実施設計のための基本事項の確定、実施設計方針の策定及び建築主への説明)	○ (※)
	(4) 実施設計図書の策定 (実施設計図書の作成、建築確認申請図書の作成)	建築確認申請図書の作成は追加的な業務
	(5) 概算工事費の検討	○ (※)
	(6) 実施設計内容の建築主への説明	○ (※)
伝意 達図	(1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等	○
	(2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等	○
工事 監 理	(1) 工事監理方針の説明等 (工事監理方針の説明、工事監理方法変更の場合の協議)	○
	(2) 設計図書の内容の把握等 (設計図書の内容の把握、質疑書の検討)	○
	(3) 設計図書に照らした施工図の検討及び報告 (設施工図等の検討及び報告、工事材料・設備機器等の検討及び報告)	○
	(4) 工事と設計図書の照合及び確認	○
	(5) 工事と設計図との照合及び確認の結果報告等	○
	(6) 工事監理報告書等の提出	○
そ の 他	(1) 請負代金内訳書の検討及び報告	○
	(2) 工程表の検討及び報告	○
	(3) 設計図書に定めのある施工計画検討及び報告	○
	(4) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等 (工事と工事請負契約との照合・確認・報告、工事請負契約に定められた指示・検査等、工事監理図書の内容に適合しない疑いがある場合の破綻検査)	○
	(5) 工事請負契約の目的物の引き渡しの立合い	○
	(6) 関係機関の検査の立合い等	×
	(7) 工事費支払いの審査 (工事期間中の工事費支払い請求の審査、最終支払い請求の審査)	○

※ 670号(耐震改修)では、**基本設計と実施設計は区別されていない**。また、**設計図書が存在しない場合における設計図書の復元は標準外の業務**とされている。

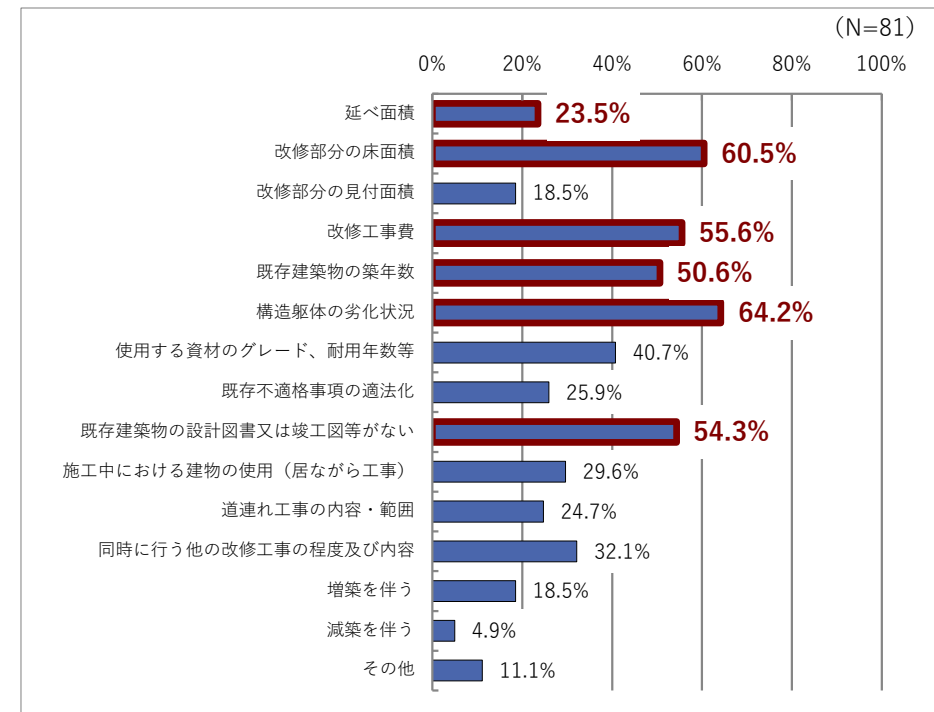
業務量に影響する要素について(間取りの変更を伴う戸建住宅の改修)

- 「間取りの変更を伴う戸建住宅の改修」では、
 - ・ 業務量に影響したと思われる要素について、設計・工事監理ともに「延べ面積」と回答する割合が **3割を下回る**。
 - ・ 他方で「改修部分の床面積」、「改修工事費」、「既存建築物の築年数」、「構造躯体の劣化状況」、「既存建築物の設計図書又は竣工図等がない」と回答する割合は **5割を上回る**。
- ※ 告示第670号（耐震診断及び耐震改修）では床面積別に業務量が定められている。（木造戸建住宅は75㎡から250㎡のひとつの区分のみ。）
- ⇒ **業務量との相関が高いと推測**されるこれらの要素について、実態調査において確認することが考えられる。

< 業務量に影響したと思われる要素（設計） >



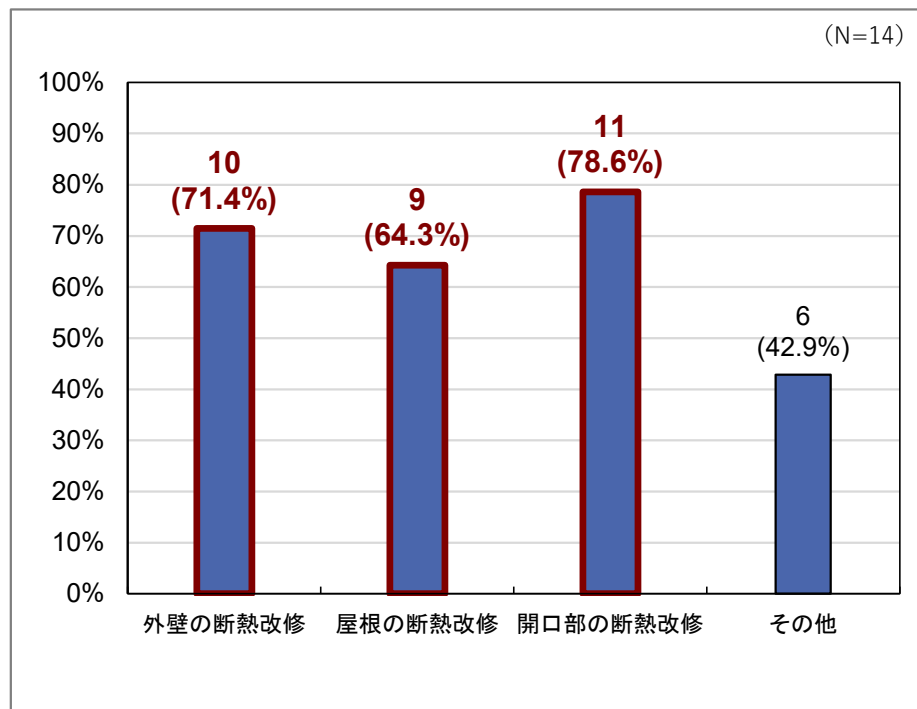
< 業務量に影響したと思われる要素（工事監理） >



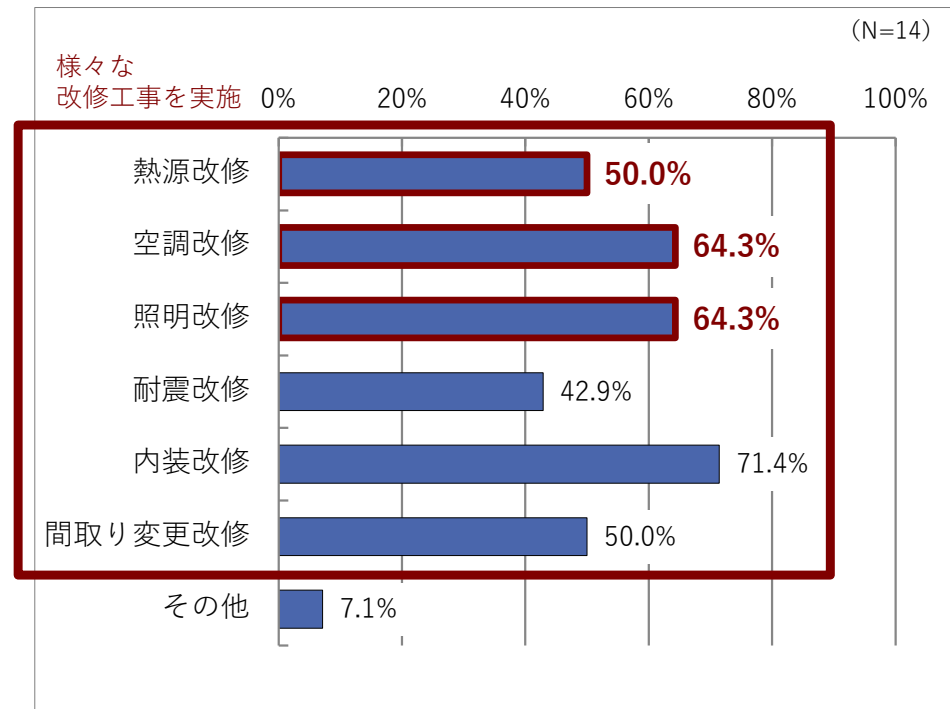
改修工事の内容について(省エネ計算を伴う断熱改修)

- 「省エネ計算を伴う断熱改修」では、
 - ・ 改修内容について「**外壁の断熱改修**」、「**屋根の断熱改修**」、「**開口部の断熱改修**」を実施した割合はいずれも6割を超える。
 - ・ 同時に行った（或いは付随した）他の改修内容をみると、「断熱改修」と併せて**様々な改修工事を複合的に組み合わせて**行っている。
- ⇒ サンプルが少ないため必ずしも全体の傾向を示すものとはいえないが、「省エネ計算を伴う断熱改修」は、「**外壁の断熱改修**」、「**屋根の断熱改修**」、「**開口部の断熱改修**」の3つを**組み合わせて実施するものを基本**とすることが考えられる。同時に設備改修を行う割合も高いことからこうした改修も含む「省エネ改修」として定型化することも考えられる。

<省エネ計算を伴う断熱改修の改修内容>



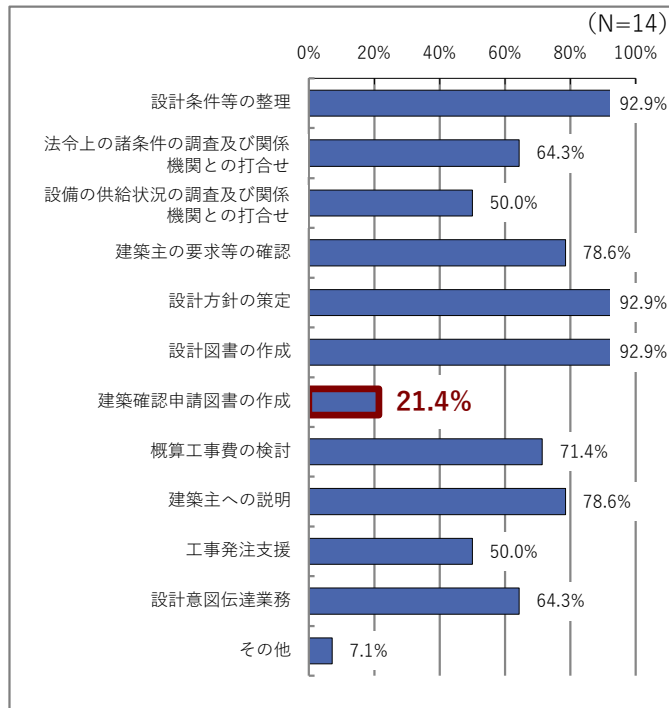
<同時に行った（或いは付随した）他の改修内容>



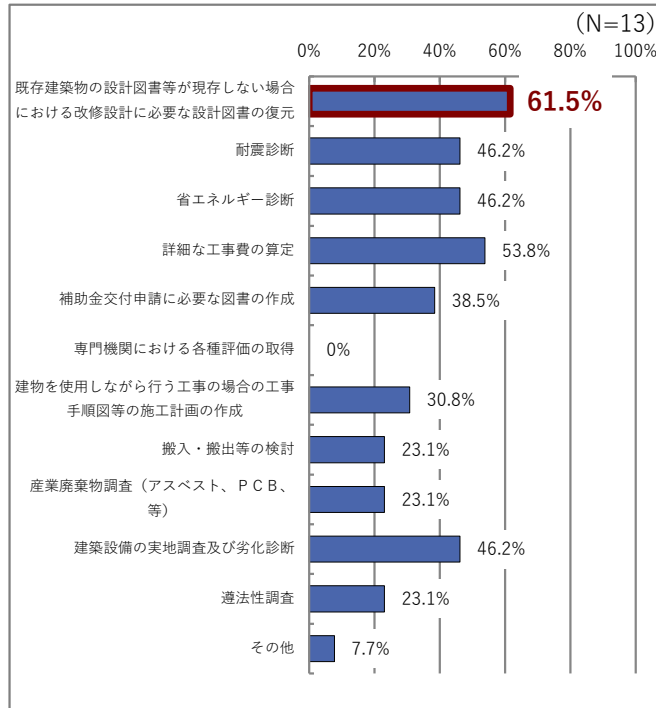
改修の業務について(省エネ計算を伴う断熱改修)

- 「省エネ計算を伴う断熱改修」では、
- ・ 設計は「**建築確認申請図書の作成**」を除き、**新築における標準的な業務を高い割合**で実施。
 - ・ 工事監理は、新築ではその他の標準業務とされている「**工事費支払いの審査**」の実施割合が**5割を下回る**。
- ※ 「間取りの変更を伴う戸建住宅の改修」では「設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告」、「関係機関の検査の立会い等」の実施割合も5割を下回る。
- ・ 改修固有の業務である「**既存建築物の設計図書等がない場合の改修設計に必要な設計図書の復元**」の実施割合は**6割を超える**。
- ⇒ サンプルが少ないため必ずしも全体の傾向を示すものとはいえないが、標準的な業務の項目は、**今回の調査結果をベースとし詳細な業務内容を精査**することが考えられる。

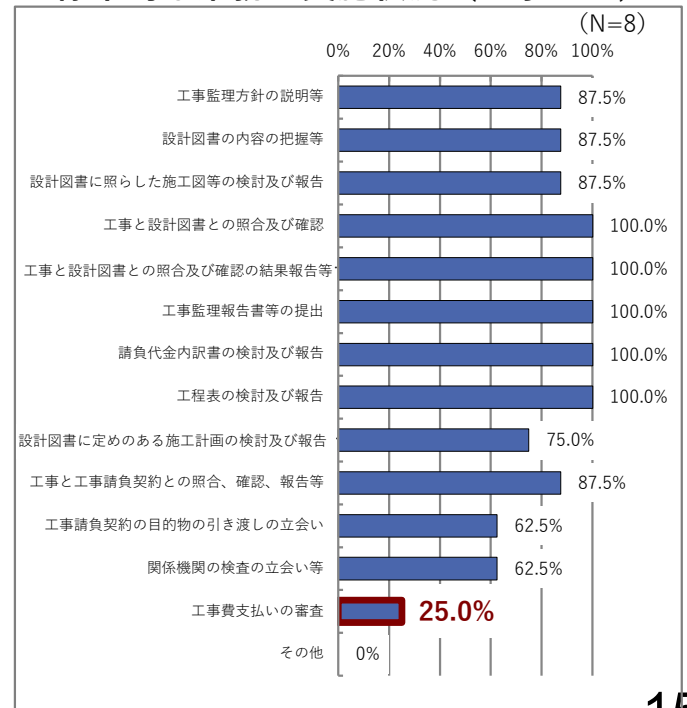
新築における
＜標準的な業務の実施状況（設計）＞



＜改修固有の業務の実施状況（設計）＞



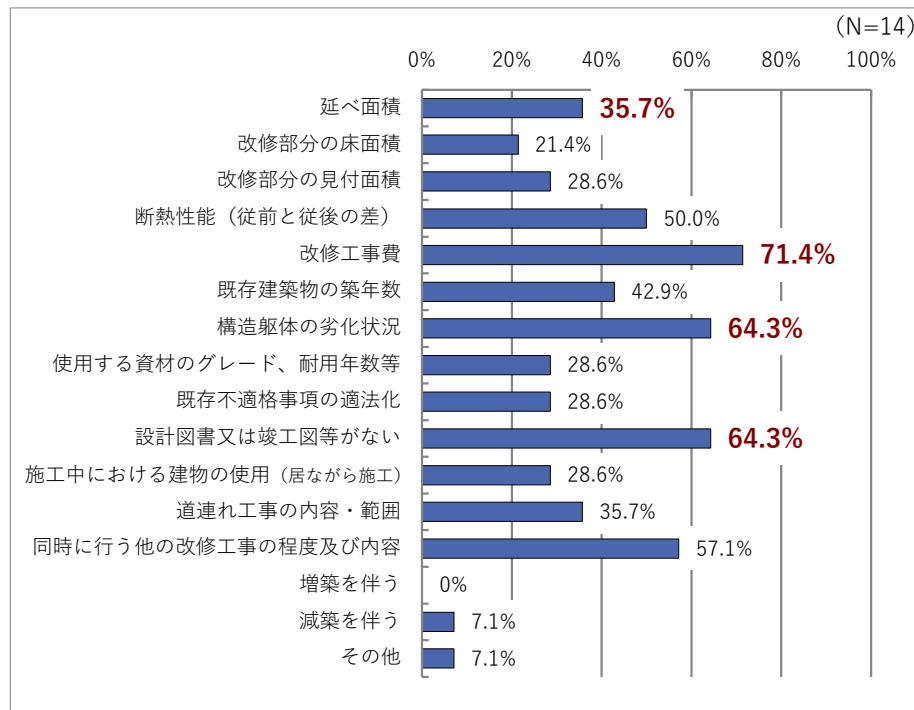
新築における
＜標準的な業務の実施状況（工事監理）＞



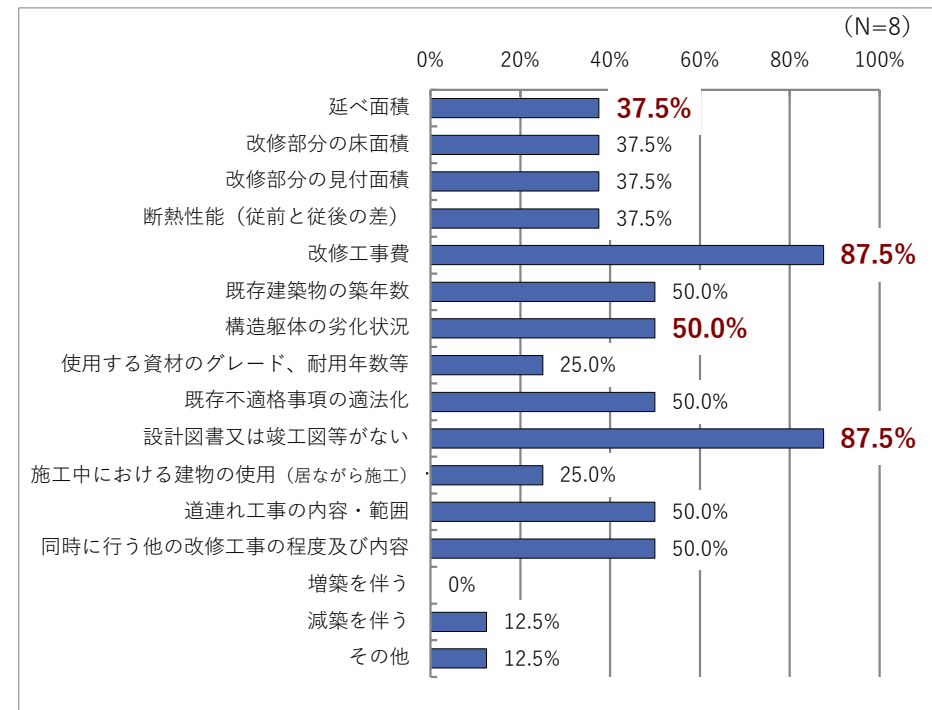
業務量に影響する要素について(省エネ計算を伴う断熱改修)

- 「省エネ計算を伴う断熱改修」では、
 - ・ 業務量に影響したと思われる要素について、設計・工事監理ともに「延べ面積」と回答する割合が **4割を下回る**。
 - ※ 対象が戸建住宅に限られないため「間取りの変更を伴う戸建住宅の改修」より割合は高い。
 - ・ 他方で「改修工事費」、「構造躯体の劣化状況」、「既存建築物の設計図書又は竣工図等がない」と回答する割合は **5割を上回る**。
- ⇒ サンプルが少ないため必ずしも全体の傾向を示すものとはいえないが、**業務量との相関が高いと推測**されるこれらの要素について、実態調査において確認することが考えられる。

<業務量に影響したと思われる要素（設計）>



<業務量に影響したと思われる要素（工事監理）>



(参考)BIMの業務について

- 今般の業務報酬基準の見直しに際し当初整理した課題のひとつである「BIMの業務」に関しては、**今後に向けて実施した調査の結果を整理**することとしている。

< 第13回業務報酬基準検討委員会 (R5.7) 資料4 (抜粋) >

課題と検討状況⑤(BIMの業務)

1. 課題

- 現行の略算方式による業務量の算定では、必ずしも**BIMを活用した設計業務に対応したものとなっていない**。(現行の略算方式では、標準業務としてBIMの活用は想定されていない。)

2. 主な検討事項

- BIMを活用した略算方式による業務量の設定にあたっては、①BIMを活用した設計等を行う場合の標準業務の設定、②①の標準業務を実施した場合の業務量の調査が必要であり、**次回の見直しに向けて調査を実施**。
 - ・ ①に関し、別途、建築BIM推進会議（委員長：早稲田大学理工学術院総合研究所 松村秀一 研究院教授、令和元年6月に設置）の事業者を対象に、**BIMを活用した設計等の業務の調査**を実施
 - ・ ②に関し、検討の参考のため、**現行の標準業務で定められた成果図書を全てBIMを活用して作成した場合の業務量の調査**を実施

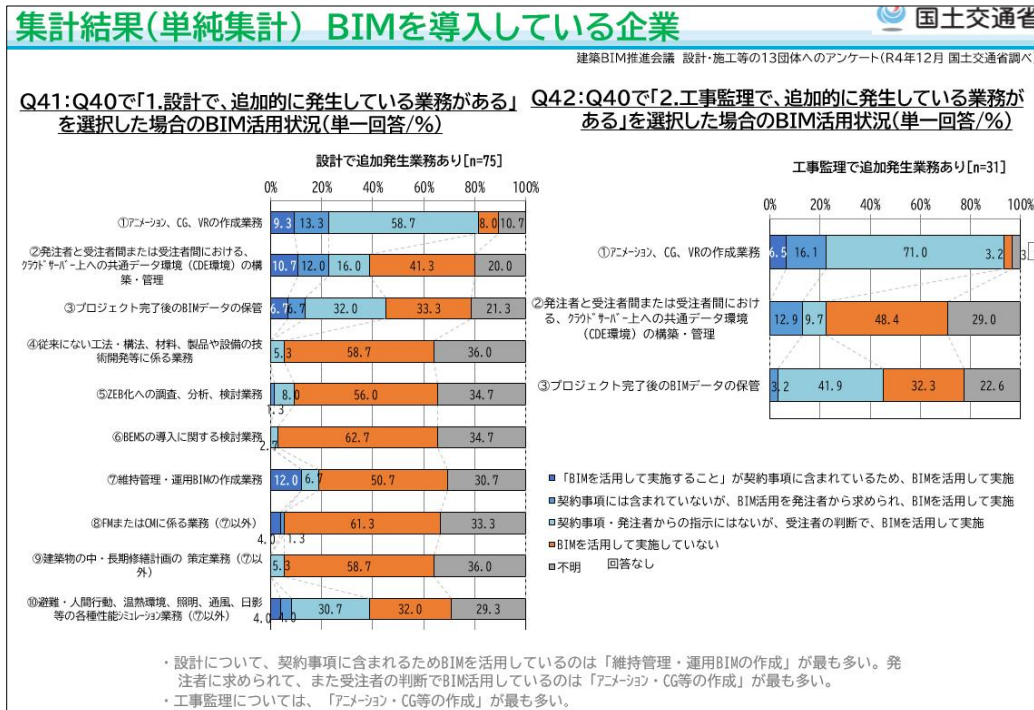
3. 検討状況

- 次回以降、**調査結果を整理**。←本日、建築BIM推進会議の事業者対象に実施した調査結果を提示（参考資料5）。

BIMの業務に関する調査について

- 令和4年12月に建築BIM推進会議に参加する設計者団体・施工者団体など13団体の会員を対象に実施したアンケート調査によると、BIMの業務に関し追加的な業務が発生していると回答した割合は、設計は39%、工事監理は16%であり、その業務の内訳をみると、
- ・ 設計、工事監理ともに「アニメーション、CG、VRの作成業務」の割合が8割を上回るほか、設計の「CDE環境の構築・管理」及び「BIMデータの保管」及び工事監理の「BIMデータの保管」は約4割を上回る。
- ⇒ BIMを活用した設計等の標準業務の検討にあたっては、本調査結果のみならず、BIMの業務のワークフローを精査するなど更なる検討が必要と考えられる。

< 第13回業務報酬基準検討委員会（R5.7）参考資料5（抜粋） >



BIMの業務に関する調査について

- 今般の業務報酬基準の見直しに係る業務量の実態調査において、今後の参考とするため「BIMによる業務の実施状況」についても調査を実施。
 - ・ BIMを利用して図書の作成を行った割合は、**全体の約1割**であり、その内訳は、**総合の基本設計図書及び実施設計図書を作成したと回答した割合が高い**。
 - ・ なお、成果図書（仕様書等を除く）の作成をBIMで行った場合の業務量について、難易度係数の分析と同様の方法で、BIMの利用の有無を説明変数としてBIMの利用が業務量に与える影響度の分析を行ったところ、BIMを利用した場合の業務量は、**BIMを利用しない場合と比べ業務量が多い**結果となった。

<BIMによる業務の実施状況>

	件数（割合）
BIMを利用して図書の作成を行った	309 (13.3%)
総合の基本設計図書を作成した	231 (74.8%※)
総合の実施設計図書を作成した	171 (55.3%※)
構造の実施設計図書を作成した	107 (34.6%※)
設備の実施設計図書を作成した	72 (23.3%※)
BIMを利用して図書の作成を行っていない	2,019 (86.7%)

※ BIMを利用して図書の作成を行ったと回答したものを母数とした割合

今般の業務報酬基準の見直し検討を通じた課題

項目	検討委員会委員の意見（概要）
基準のあり方	○ 全ての規模・用途を対象に<u>国が一律の目安を定めるべきか疑問</u>。例えば、中小規模での報酬の適正化を図るなど、<u>政策的なコンセプトを見定めた上で、基準のあり方を検討すべき</u>。 ○ <u>過去の実績を基に算定する方法</u>では、省エネやBIMをはじめ変化への<u>対応に限界</u>がある。別の方法により<u>政策誘導的にあるべき業務量を示す</u>ことも検討すべき。
実態調査について	○ 現行の算出手法を継続し、信頼性の高い標準業務量を導き出すためには、<u>十分なサンプル数を確保する必要</u>がある。 ・ 各団体による一層の回答促進、負担軽減、アンケート方法の工夫、十分な準備が必要。 ・ 幅広い規模・類型に対応できる<u>適正なサンプル対象期間を設定することが必要</u>。 ※ 特に市街地における大規模化が進んでおり、幅広い規模の基準が必要。 ○ 実態調査の内容を定型化して予め示し、<u>サンプルの蓄積を行うことが有効</u>。 ○ 直接経費及び間接経費に係る調査についても改めて精査すべき。
BIM	○ 業務の進め方の違いや関係者の役割・責任分担を明確化して反映する必要がある。 ○ 設計の難易度が上がり、BIMを使うようになると、業務の質は上がる一方、効率化により業務時間は短くなり、<u>現行の業務量を示す方法が行き詰まるおそれ</u>。<u>新しい技術を用いた設計の難易度をより適切に反映させるような方法を考える必要</u>。 ○ BIMを活用した場合の<u>標準業務及び成果図書の定義</u>やBIM環境整備に必要となる経費について検討が必要。 ○ <u>BIM活用による付加価値を報酬に反映する仕組みを構築</u>すべき。その際、BIM活用の付加価値の定義とその評価方法について検討が必要。
その他	○ 改修工事の設計等に関する基準の整備にあたっては、業務量には<u>契約条件（改修内容・範囲、既存建築物の状況・竣工図の有無等）が大きく影響することから業務量との相関について調査が必要</u>。 ○ 工事監理等の業務は類型・規模以外に業務量に影響を与える変数が多く、標準的な業務量を示すことが難しい。厳格な工事監理等業務を求められる案件の業務量実態の調査を通じて、<u>適正と考える工事監理等業務の業務量の実態を把握することが必要</u>。

※各委員の意見を集約したものであり、それぞれの意見は検討会の総意として合意されたものではない。